労働時間規制の見直しに関する規制改革会議意見

平成26年3月25日規制改革 会議公開ディスカッション内閣 府規制改革推進室提出資料

【改革の目的】

多様な形態で働く者それぞれの健康を確保し、創造性と高い生産性を発揮できる柔軟な労働環境をつくる。それを通して労働者の活力と企業の競争力を高め、力強い経済成長を実現し、新たな雇用機会を創出する。

労働時間規制の三位一体の改革を!! ~労使双方が納得できるような

「労働時間の新たな適用除外制度の創設」~

①労働時間の量的上限規制

②休日·休暇取得に向けた強 制的取組み



集中して仕事し、定時退社!

③一律の労働時間管理がなじまない労働者に適合した労働時間制度 の創設



例えば、欧米並みの長期バカンス!

一律の労働時間管理がなじまない働き方に合い、 健康確保と両立する適用除外制度の創設!

(労働時間の長さによらず、責務や成果によって賃金が決まる仕組みの創設)

【ポイント1】分かりやすく実態に合致した新制度の創設

【ポイント2】具体的な対象者は『労使自治に委ねる』(※国が一定の目安を示す)

【ポイント3】適用除外制度とセットで導入する健康確保の取組みは、産業・職務等の特性に応じて、企業ごとの労使で選択する。

【ポイント4】新制度は一定の試行期間を設け、当初は過半数組合のある企業に 限定する。

【例:セットで導入すべき取組み。いずれか一つ又は複数の組合せとする】

- ① 労働時間の量的上限規制
 - •一定期間における最長労働時間の設定
 - ・終業から翌日の労働開始まで健康安全確保のための最低限の休息時間の設定、など
- ② 休日・休暇取得に向けた強制的取組み
 - ・年間104日(週休2日相当)の休日を、労使協定で定めた方法で各月ごとに指定して取得
 - ・年休は労使の協議に基づいて柔軟かつ計画的に付与 (年休時季指定権を使用者へ付与した上で労働者の希望・事情を十分考慮)
 - 長期連続休暇の義務化、など

労働時間に係る考え方の比較(労働政策審議会資料より抜粋)

項	目	労働者側の考え方	使用者側の考え方
長時間労働 抑制・過重労 働対策につ いて		○ 長時間労働に起因する脳・心臓疾患やメンタル疾患などが増加している。過重労働、労災防止の観点からの議論、疲労回復のための時間確保の検討が必要。睡眠・休息時間の確保や、実質青天井になっている時間外労働への歯止めについても議論すべき。	 ○ 個々の事業や職種によって、時間外労働の背景は異なるので、その削減の対応もそれぞれ異なる。マクロの状況を見て一律に規制するのではなく、職種別、規模別に状況を確認した上での議論が必要ではないか。 ○ 労働時間を減らす一方で、年次有給休暇を増やすばかりでは業績は上がらない。生産性向上の観点から労使協調することが重要。
	労の限制 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	○ 36 協定の特別条項については、「臨時的に限度時間を超えて時間外 労働を行わなければならない特別な事情が予想される場合」という 原則を徹底させるべき。また、時間外労働の限度基準は法律でなく、 長時間労働是正の強制力が欠けている。労働時間の上限規制を行う ことにより、時間外労働に歯止めをかけるべき。	○ 我が国の企業の多くにチームワークで業務を進め、顧客の要望に 最大限応えるという商慣行がある中、労働者に時間外労働に協力し ていただく実態がある。上限規制やインターバル規制といった一律 の規制は、現場に馴染まず、事業活動の停滞や雇用機会の喪失を招 きかねない。
		○ 実態調査での36協定の締結状況等を踏まえれば、36協定を締結しない、あるいは協定で定める限度時間を超える時間外労働をさせた場合の罰則を強化すべき。○ 保険的性格という側面もあろうが、実態調査では、協定の延長時間があるができます。	○ 実態調査を見ると、特別条項付36協定の延長時間は、時間外労働の実績と比べて相当長めに設定されている。生産や物流等の分野で予測困難さが増大している中で、保険的性格を実務上担保する必要。
		が長いほど時間外労働の実績も長いという結果が出ている。協定の 延長時間を長く設定すると、長時間労働を許容する意識へとつなが り、時間外労働も長くなることがある。 〇十分な休息時間を確保するため、睡眠時間や生活時間を考慮しEU	○ 多くの企業では一定期間の中で労働時間を調整しており、勤務間 インターバルのような1日単位での一律規制は現在の職場の実態 に合っていない。まだまだ導入している企業も少ない。現状でも法 的規制があるわけではなく、個別企業のニーズに応じて労使交渉に 委ねられるべき。
		諸国と同様に、24 時間につき原則として連続 11 時間の「勤務間インターバル」を導入すべき。原則 11 時間の取扱いについては、事業実態や業務特性等に配慮する観点から、例えば労使協定によって 11 時間より短い時間数を定めることも、当分の間、認められるべき。適用対象は労働基準法上の労働者とし、管理監督者や裁量労働等のみなし労働時間制の対象者も対象とすべき。	

項目	労働者側の考え方	使用者側の考え方
年次有給		○ 年次有給休暇の取得促進が重要である点は全く同感。その上で、
休暇の取	間取得日数も昭和 63 年から二桁に届かない状況であるのは深刻な	各企業では、労使で工夫して年次有給休暇の取得促進に取り組んで
得促進	問題。使用者が労働者の時季指定権を阻害しない範囲で、労働者の 意見も踏まえて時季を決めることを義務づけるような仕組みも取得	いる。付与日数の引き上げなど一律に規制を強化することは現在の 労使の取組を減じてしまう。
		万度の4次配を1歳してします。
	WELL OF DUMING SIGNIFICATION CO	○ 近年、祝日が増え、また日本は国際的にみて祝日が多いことを無
	〇 少子高齢化の到来、男女平等参画、ワーク・ライフ・バランスの観	視してはならない。 過重労働の防止に向けては、年次有給休暇の 問
	点から各種目的休暇の新設も議論すべき。また、年次有給休暇の取	題の方が検討が必要。年次有給休暇について、労働者としては取り
	得抑制につながらないことを前提に、退職時の未消化の年次有給休	にくく、経営者としても買い取ることも出来ず与えにくい点の改善
	暇の清算(買上げ)についても議論すべき。	が必要。
	○ 年次有給休暇に関する ILO 第 132 号条約 (年次有給休暇に関する条	○ タクシー業界などにおける不利益取扱いの見直しの実務への影響
	約)(1970 年採択)を日本は批准しておらず、批准に向けて環境整	を考えることが必要。
	備すべき。	
	○ 労働甘淮汁勞 190 冬 (左次左狄比明の時間老に基本ファ利光振) 問	
	○ 労働基準法第 136 条 (年次有給休暇の取得者に対する不利益扱い関する規定) について、本則の中に位置付けることも議論すべき。	
	テるがた/ (C 24 C、 本類の T (C) 固直自動 ること () 酸晶 ケーと。	

資料出所 平成 26 年 2 月 25 日第 109 回労働政策審議会労働条件分科会配付資料から、内閣府が関係項目を抽出

項目	労働者側の考え方	使用者側の考え方
弾力的労働 時間制度に ついて	○ 現行すでに弾力的な労働時間制度が設けられ、5割強の労働者が対象となっている。安易な労働時間規制の緩和には反対。	○ 我が国の企業にとって、働きやすさと生産性の向上を同時に図ることが課題。事務職・研究職・営業職の働き方が多様化する中にあっては、法律で画一的に規制するのではなく、個別企業の労使で対応していくべき。
企型働業量	 ○元々、裁量の名の下に労働時間が無制限になりかねない懸念がある。対象業務を拡大したり、「常態として」を「主として」とすることになれば、業務に裁量性がない労働者についても現行の労働時間規制の網がかからなくなるおそれがあり、緩和すべきでない。 ○労働者の心身の保護、家庭・生活時間の保障の点からも健康・福祉確保措置については、休暇に関する措置を盛り込むべき。また、健康・福祉確保措置の最低基準を法律に規定することも検討すべき。 ○適用労働者は労働時間把握指針の適用外だが、適正な労働時間管理を前提とすべき。労働者の自己申告のみに委ねるのは、使用者の安全配慮義務や、人事考課に結びついた場合に適正な時間把握が困難となる点から妥当でなく、タイムカード、ICカード等、労働者ごとの始業・終業時刻等を確認・記録できる方法で管理すべき。 ○本人同意の要件については、専門業務型裁量労働制においても要件とすべき。アンケート調査からは、適用対象者本人からの不満も少なくない。不同意の場合の不利益取扱いの禁止や、適用後に本人が希望した場合には一定の予告期間後には通常の労働時間管理への復帰を保障することも明文化すべき。 ○過半数代表者の選出方法や運営については様々な問題があり、本当に機能しているのか疑わしい事例もある。過半数代表者に指名された労使委員会委員の信任手続を求める等、2003(平成15)年改正前の手続に戻す方向で検討が必要。 	要な制度であるにもかかわらず、十分に活用されていない。対象業務は、健康確保を図りながら労使で十分話し合った上で決定できることとすべき。 ○ 対象業務を限定する仕組みになっており、特に中小企業はこの制度に一歩も踏み込めない。このほか、繁忙期の応援や複数のプロジェクト参加等がある実態に即して、年間を通じて半分以上裁量のある業務に就いていれば対象とすべき。 ○ 同意を個別にとる要件のために、同一セクションでも労務管理が異なる事態が生じる可能性があり、これが制度導入を阻んでいる面

Į	頁目	労働者側の考え方	使用者側の考え方
	一部の事 務職、研究 職等に適 した労働	○ 現行すでに弾力的な労働時間制度が設けられ、5割前後が対象となっている。賃金と時間を切り離す方向での新たな制度を設ける必要はない。労働者の健康に直結する労働時間規制の対象を全て集団的な労使自治に委ねるということは適当ではなく、適用除外について	○ 厳しいグローバル競争に直面する我が国の企業においては、イノ ベーションを通じた新たな価値の創造が重要。一部の事務職・営業 職・研究開発の分野などで裁量を持った働き方が広がりつつあり、 こうした労働者に適した労働時間制度の創設について議論を深め
	時間制度	は、行政による取締りと連動する強行的な基準として法で規定すべき。なお、仮に適用除外について検討するのであれば、現在適用除外である農業等従事者や管理監督者の課題について検証・把握することが必要。	るべき。規制改革会議意見書(適用除外制度の導入要件として働きすぎ防止策等を盛り込む)にあるような、規制強化とセットで弾力化を行うことは、新しい方向性であり一つのアイデア。

資料出所 平成 26 年 2 月 25 日第 109 回労働政策審議会労働条件分科会配付資料から、内閣府が関係項目を抽出

労働時間関連制度の比較

現行の労働時間法制に関して、管理監督者の適用除外制度や裁量労働制などの関連制度に異なる 手続と対象範囲の適用がされており、管理監督者の適用には問題のある場合も見受けられ、制度間 の整合性を考慮した見直しが必要ではないかとの指摘がある為、関連制度における各種手続き及び 対象範囲について整理。

	管理監督者(41条)	裁量労働制(38条の3、4)	通常の労働時間制	
手続	労使委員会×	労使委員会(企画型○、専門型×)	_	
	労使協定×	労使協定(企画型×、専門型○)	(36 協定は労使協定と行政	
	行政官庁届出×	行政官庁届出(企画型〇、専門型〇)	官庁届出が必要)	
労働時間(32条)	×	0	0	
		(みなし労働時間が適用)	(時間外労働は36協定が必要)	
休憩 (34条)	×	0	0	
休日 (35条)	×	0	0	
時間外割増賃金(37条)	×	0	0	
		(みなし労働時間の法定労働時間超過分)		
休日割増賃金(37条)	×	0	0	
深夜割増賃金(37条)	0	0	0	

凡例:○適用される、×適用されない

注1:条は労働基準法(昭和22年法律第49号、以下「労基法」という。)の条。

注2:「企画型」は企画業務型裁量労働制、「専門型」は専門業務型裁量労働制をいう。

(条文概要)

労基法 32 条:法定労働時間⇒1日8時間、週 40時間

34条:使用者は、休憩時間を一斉に与えなければならない。

35条:使用者は、毎週少なくとも1回(又は4週間に4日以上)の休日を与えなければならない。

37条:【時間外&深夜割増】使用者は、時間外又は深夜(午後10時から午前5時まで)に労働させた場合、それぞれ通常の賃金の2割5分以上の割増賃金を支払わなければならない。

【休日割増】使用者は、休日に労働させた場合は、通常の賃金の3割5分以上の割増賃金 を支払わなければならない。

38 条の3: 【専門業務型裁量労働制】労働時間について、<u>労使協定</u>で定めた時間を労働したものとみなす。

38 条の4:【企画業務型裁量労働制】労働時間について、<u>労使委員会</u>により決議した時間を労働した ものとみなす。

41 条:【管理監督者】労働時間、休憩及び休日に関する規定は、事業の種類に関わらず監督若しくは管理の地位にある者又は機密の事務を取り扱う者について適用しない。

労働時間制度の概況 ⇒ 6割弱の労働者が弾力的労働時間制度の対象

平成25年5月9日 第5回雇用WG 厚生労働省提出資料

通常の 労働時間制	一般的な働き方	>	1日8時間、週40時間(法定労働時間) ※適用労働者の割合 43.1%
変形 労働時間制	交替制勤務の場合や、季節等に よって業務に繁閑の差がある場 合	>	一定期間を平均して、法定労働時間の範囲内であれば、1日8時間、週40時間を超えて労働させることができる。 ※適用労働者の割合 40.6%
フレックス タイム制	協定した労働時間の範囲内で、 始業・終業時刻を労働者にゆだ ねる場合	>	一定期間の総労働時間を労使協定で定めれば、 始業・終業時刻を労働者の自由にできる。 ※適用労働者の割合 7.8%
事業場外みなし制	事業場の外で労働する外回りの 営業職等	>	所定労働時間または労使協定で定めた時間を労働 したものとみなす。 ※適用労働者の割合 7.1%
専門業務型 裁量労働制	新商品や新技術の研究開発、 情報処理システムの設計、 コピーライター、 新聞記者 等	→	労使協定で定めた時間を労働したものとみなす。 ※適用労働者の割合 1.1%
企画業務型裁量労働制	事業の運営に関する事項につい ての企画、立案、調査及び分析 の業務に従事する場合		労使委員会決議した時間を労働したものとみなす。 ※適用労働者の割合 0.3%

労働時間規制見直しの経緯

日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)(抜粋)

- ○労働時間法制の見直し
- ・企画業務型裁量労働制を始め、労働時間法制について、早急に実態調査・分析を実施し、本年秋から労働政策審議会で検討を開始する。ワーク・ライフ・バランスや労働生産性向上の観点から、総合的に議論し、1年を目途に結論を得る。

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)(抜粋)

事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
企画業務型裁量 労働制やフレック スタイム制等労働 時間法制の見直し	企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制をはじめ、労働時間法制について、ワークライフバランスや労働生産性の向上の観点から、労働政策審議会で総合的に検討する。労働政策審議会での検討の基礎資料を得るべく、平成25年上期に企業における実態調査・分析を実施し、平成25年秋に労働政策審議会で検討を開始し、結論を得次第措置を講じる。	平成25年上期調査開始、 平成25年秋検討開始、1 年を目途に結論、結論を 得次第措置	厚生労働省

平成25年9月27日から労働政策審議会労働条件分科会で検討を開始

平成25年12月5日、規制改革会議が、①労働時間の量的上限規制、②休日·休暇取得に向けた強制的取り組み、③一律の労働時間管理がなじまない労働者に適合した労働時間制度の創設の三位一体の改革を提案

成長戦略進化のための今後の検討方針(平成26年1月20日産業競争力会議(抜粋))

- I. 働く人と企業にとって世界トップレベルの活動しやすい環境の実現
- 1. 女性の活躍推進と全員参加型社会実現のための働き方改革
- ②「柔軟で多様な働き方ができる社会」の構築等 (前略)

「長時間労働の抑制による労働者の健康確保の徹底」、「休日・休暇取得によるワーク・ライフ・バランスの促進」、「労働者の処遇確保を図りつつ、業務遂行について裁量をもって働く労働者が創造性を発揮できるような弾力的な労働時間制度の構築」を三位一体で進める。「働きすぎ」改善のための様々な手法の組み合わせ等による抜本的な方策と職務範囲が明確で高い職業能力を持つ労働者等に適合した時間で測れない創造的な働き方ができる世界トップレベルの労働時間制度を一体的に検討する。

(以下略)

労働政策審議会労働条件分科会における議論の経過

- 〇平成25年10月30日に時間外労働・休日労働等の実態把握調査(全国11,575事業場への臨検調査)の結果を報告
- 〇データ分析結果に基づく議論は平成25年内で一巡し、平成26年1月から具体的議 論へ
- ・各側委員からの主な意見(平成26年2月25日第109回労働政策審議会労働条件分 科会配布資料より抜粋)
- 2. 弾力的労働時間制度について
- (3)一部の事務職、研究職等に適した労働時間制度 (労働者側)
- 〇 現行すでに弾力的な労働時間制度が設けられ、5割前後が対象となっている。賃金と時間を切り離す方向での新たな制度を設ける必要はない。労働者の健康に直結する労働時間規制の対象を全て集団的な労使自治に委ねるということは適当ではなく、適用除外については、行政による取締りと連動する強行的な基準として法で規定すべき。なお、仮に適用除外について検討するのであれば、現在適用除外である農業等従事者や管理監督者の課題について検証・把握することが必要。

(使用者側)

〇厳しいグローバル競争に直面する我が国の企業においては、イノベーションを通じた新たな価値の創造が重要。一部の事務職・営業職・研究開発の分野などで裁量を持った働き方が広がりつつあり、こうした労働者に適した労働時間制度の創設について議論を深めるべき。規制改革会議意見書(適用除外制度の導入要件として働きすぎ防止策等を盛り込む)にあるような、規制強化とセットで弾力化を行うことは、新しい方向性であり一つのアイデア。